

町内会長各位

白老町長 戸田安彦
(公印 省略)

白老町空き地の雑草等除去指導事業について

陽春の候、貴町内会におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より生活環境行政の運営には格別のご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、白老町では、本年度におきましても各町内会にある空き地の管理不良状態の解消と良好な生活環境を保持し、健康で安全な町民生活を確保することを目的とし、「白老町空き地の雑草等除去に関する指導要綱」に基づき、町内に点在する不在地主等所有の空き地について、雑草等の除去を指導する事業を実施いたします。

つきましては、時節柄何かとご多用と存じますが何とぞご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 雑草等除去実施予定期間 令和3年6月～9月
2. 雑草等除去の要請締切等について

◎要請箇所については、今年度より、指導箇所の間違いを防止するため、**図面(住宅地図)上の要請箇所に蛍光ペン等で色を塗り、令和3年5月17日(月)まで、別紙第2号様式と併せて提出願います。**

なお、通年、指導要請を受領後、個別の雑草除去指導依頼が非常に多く、円滑な作業を進めるため、**必ず町内会で要望を取りまとめた上、ご提出をお願いします。**

ご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせ願います。

3. その他

町内会からの要請箇所については、提出していただいた図面に基づき町で現地を確認させていただきます。

※所有者が不在の「空き地」を基本としていますので、住宅の庭や畑などは入れないでください。

生活環境課 環境グループ
TEL 82-2265
担当：五味川(内線232)